

12月定例会のあらまし

12月定例会は、11月27日から12月23日までの27日間の会期で開催されました。

初日には、全会一致で専決処分承認、人権擁護委員候補者の推薦を適任としました。

その他、弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について、弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）など10議案が提出されました。

また、十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願書が提出されました。

中日には、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）など9議案が追加上程されました。所管の委員会に付託、審議し、議案は全て原案どおり了承し、請願は不採択としました。

最終日には、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第10号）が追加上程され、全会一致で可決しました。

なお、各常任委員会に付託された審査内容については、委員会レポートをご覧ください。

議案質疑



弥富市長の給料の特例に関する条例の制定

弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定

弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定

問 減額することとなった経緯、対象となる事項は。

答 不適正な事務処理が相次いで発生した事案を勘案し、その責任を重く受け止めた上程した。

問 減額と期間の根拠は。

答 根拠基準は特段設けていないが、先例や他市の状況も参考にした。

問 減額することと果たそうとする目的は。

答 管理監督責任を明らかにし、職員への綱紀粛正を促す。

問 金額や期間は他市町を参考にしたか。

答 根拠基準は設けていない。本市の先例や他市の状況も参考にした。

問 平成24年と令和元年の給料減額条例と比較検討したか。

答 事案が違い、比較の対象とならない。

弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正

問 国・県に申請書類などを提出するためには、この時期でないとしたら。

答 公立学校施設整備費負担金の認定申請は、令和7年4月上旬が提出期限となっている。

問 工事日程なども不確定の中、令和10年4月施行の条例を制定するのは早計ではないか。

答 認定申請書類提出の際に、本議案が議決されていることが必要である。

弥富市運動広場条例の一部改正

弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正

問 十四山グラウンドの開放時間は。

答 午前6時から午後9時30分まで。

問 跡地利用が決まっていない中で、早急にグラウンドにすることは、アイデアを狭めるのでは。

答 学校の廃止によって運動場の利用の機会が失われる。

跡地利用については、引き続き地域の意見を聞きながら検討する。

本会議最終日



可決 議案第43号、第44号に対して

反対 加藤明由議員

10% 3カ月の減額は、納税者や市民から理解が得られない。給料減額の域を超え辞任レベルである。